

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2023年5月12日提出
【計算期間】	第39期特定期間（自 2022年8月16日 至 2023年2月15日）
【ファンド名】	パン・パシフィック外国債券オープン
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西尾 友宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
【電話番号】	03 - 6700 - 4111
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

パン・パシフィック外国債券オープンは、環太平洋先進諸国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国）の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本除く)	
	年2回	日本	
	年4回		
債券 一般	年6回	北米	あり ()
公債	(隔月)	欧州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア	
	日々		
不動産投信	その他	中南米	なし
その他資産 ()	()	アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

債券 公債

目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本除く）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本除く）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限 5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

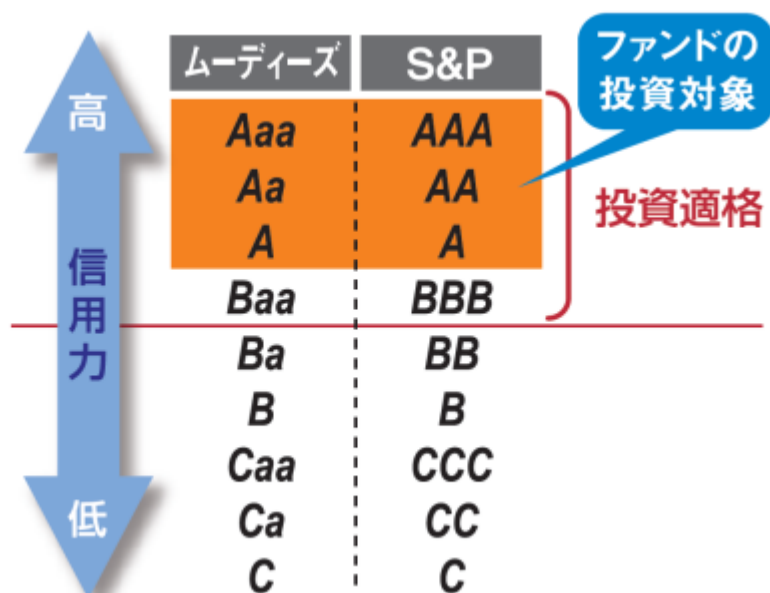
ファンドの特色

特色

環太平洋先進諸国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。）の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

特色

原則として、取得時の格付がA格相当以上の信用度が高いと判断される債券に投資します。



●政府機関債とは

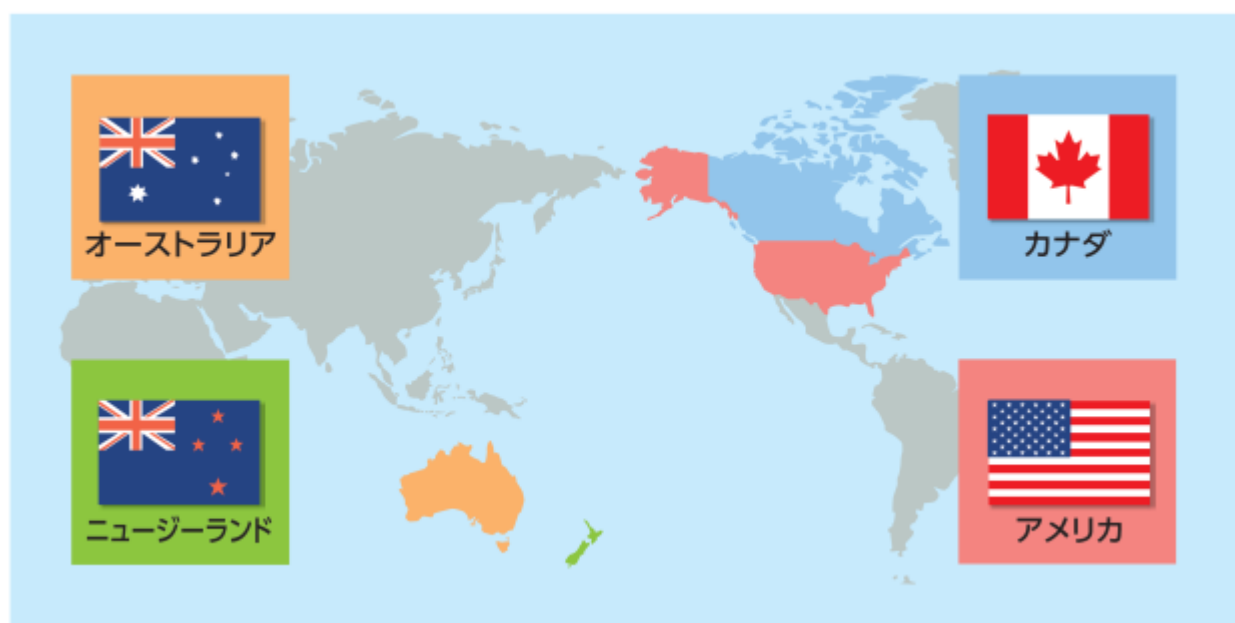
アメリカの政府系機関は、公共の目的を達するため議会制定法により設立されています。その発行債券は政府の直接的な保証は受けていないものの、それら大半の機関は省庁の監督下にあり公共性が高く、一部機関は財務省よりクレジットラインを付与されていることから、高水準の格付を取得しています。カナダでも、住宅関連や産業開発関連等の政府系機関が債券を発行しており、一部の政府機関債には政府保証が付されています。

●国際機関債とは

複数国の協調のもと、ある地域の経済発展を主目的として設立された組織が開発金融機関です。例として、世界銀行(国際復興開発銀行)、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、米州開発銀行などがあります。それらの機関が、主に開発プロジェクトへの資金供給のため、国際債券市場において資金ニーズに応じて米ドル、ユーロ、円など様々な通貨で発行するのが国際機関債です。複数の先進国が中心となり出資・運営・監督しているため、信用力は高水準です。

特色

4カ国に分散投資し、リスクを抑制します。

**特色**

相対的に高い利回りが期待される債券に投資することにより、安定的な収益の確保を目指します。

特色

外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

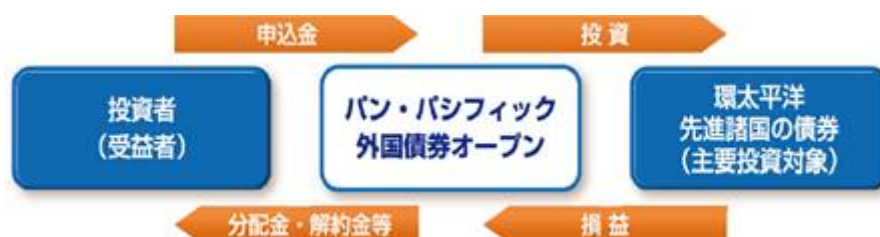
（２）【ファンドの沿革】

2003年8月29日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

2010年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】**ファンドの仕組み**

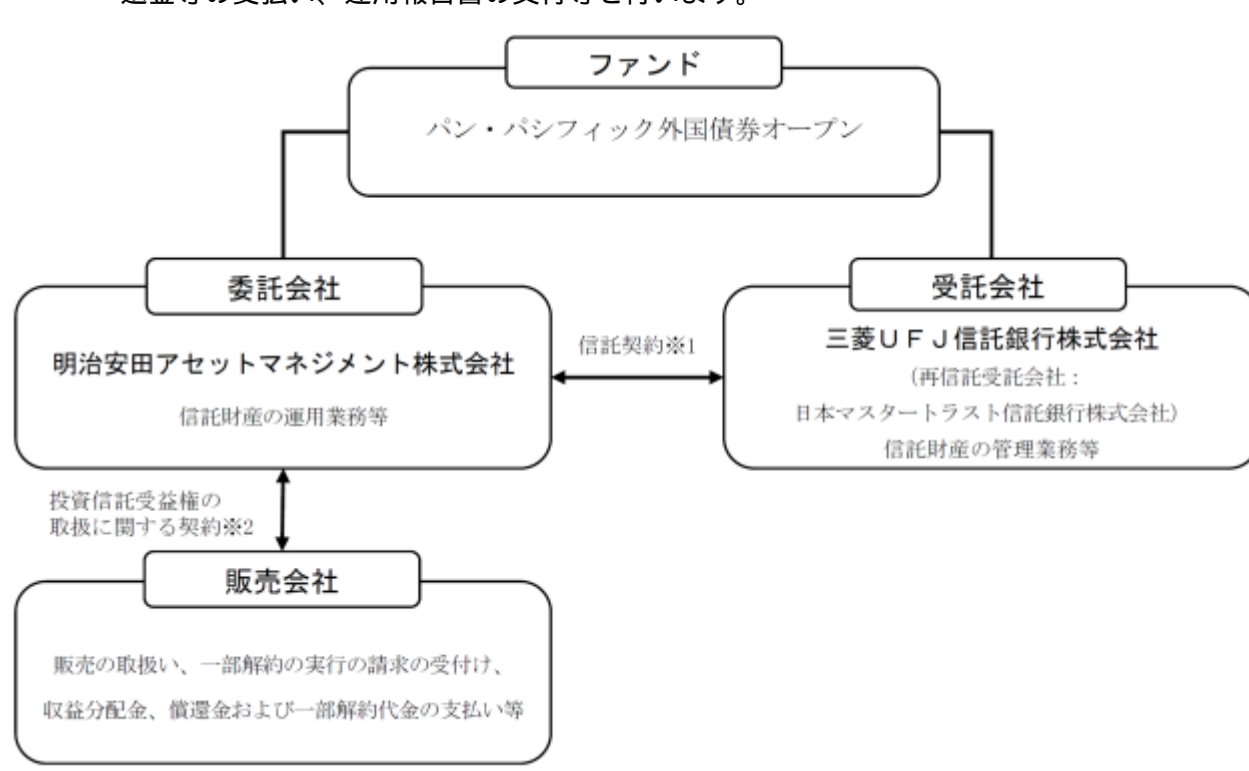
当ファンドは、環太平洋先進諸国の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
（受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立

1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・ インベスターズ ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・ アム・マイン, ボッケンハイマー・ ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

運用方法

1．投資対象

環太平洋先進諸国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。）の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

2．投資態度

a．環太平洋先進諸国の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

具体的には、環太平洋先進諸国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。）の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を、信用リスクを抑えつつ、ポートフォリオ全体のデュレーション管理により、金利変動リスクに配慮しながら、安定したパフォーマンスを目指して運用を行います。

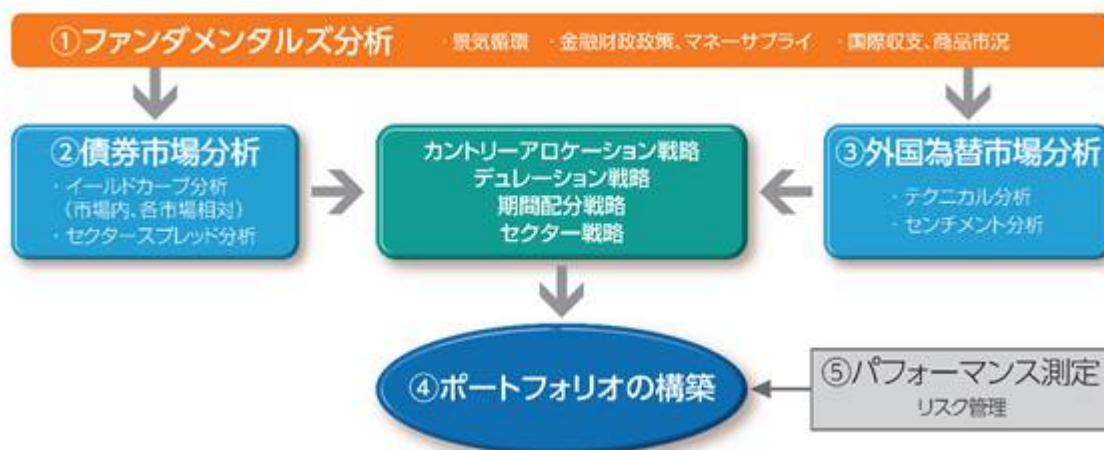
b．運用にあたっては、金利リスク、信用リスク等に配慮しつつイールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行い、安定的な収益の獲得を目指します。

c．外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

d．資金動向、市況動向、残存期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

3．運用プロセス

金利リスク、信用リスク等に配慮しつつイールドカーブ戦略、セクター・個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行い、安定的な収益の獲得を目指します。



ファンダメンタルズ分析 1

投資対象国の景気循環の中での位置（後退期、拡大期等）を見極め、これに対応した政策動向等を分析し、債券・為替両面から各市場の相対的な優位性を判断します。

債券市場分析

各国債券市場間のイールドカーブ 2 比較、実質金利比較や、それぞれの債券市場におけるイールドカーブの形状分析、国債とその他の銘柄のスプレッド分析等に基づき、相対的に割安な市場、期間、セクターを判断します。

外国為替市場分析

ファンダメンタルズ分析に加え、テクニカルチャートや先物ポジションの分析等により、各国通貨動向を判断します。

ポートフォリオの構築

各分析の結果に基づき、カンントリーアロケーション戦略、デュレーション 3 戦略、期間配分戦略 4（バーベル戦略 5、ブレット戦略 6）、セクター戦略を決定し、運用ガイドラインに沿った銘柄選択を行います。

パフォーマンス測定

市場インデックスと比較した相対パフォーマンスおよび要因分析、類似ファンドとのパフォーマンス比較に基づき、戦略の見直しを行い、次期の戦略決定の参考とします。

（注）

1 ファンダメンタルズ分析

一般的にファンダメンタルズ分析は、証券等の投資価値を求めて発行主体の経営的・財務的特性等の分析を行います。これに対してテクニカル分析は、市場現象に着目した分析を行います。例えば、価格や出来高の推移を図示して、そこから変化傾向を読み取ったり、市場の需給関係等の状況から変動方向を判断します。

2 イールドカーブ

ある一時点において、他の条件が等しく、残存期間のみ異なる債券を対象とし、横軸に残存期間をとり、縦軸に利回りをとったときにできる曲線のことをいいます。一般的に、イールドカーブが右下がりのときは将来金利が低下すると予想され、右上がりのときは将来金利が上昇すると予想されます。

3 デュレーション

債券投資元本の回収までに要する平均残存期間をいいます。

4 期間配分戦略

債券投資における保有債券と今後の金利見通しに伴い、債券投資における残存期間をコントロールする戦略です。

5 バーベル戦略

短期債と長期債を分散して保有し、中期債は保有しないといった運用で、短期債から流動性を確保し、長期債から好利回りを追求します。利回りの変動が大きいと予想した場合の運用手法となります。

6 ブレット戦略

保有債券の残存期間を一つに集中させる運用方法で、通常の場合、バーベル戦略に比べ好利回りとなります。利回りの変動が小さいと予想した場合の運用手法となります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

７．コマーシャル・ペーパー

８．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

９．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1）から8）の証券または証書の性質を有するもの

１０．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

１１．外国法人が発行する譲渡性預金証書

１２．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

１３．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

１４．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

１５．外国の者に対する権利で前14．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書、９．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から6．までの証券ならびに9．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前5．の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

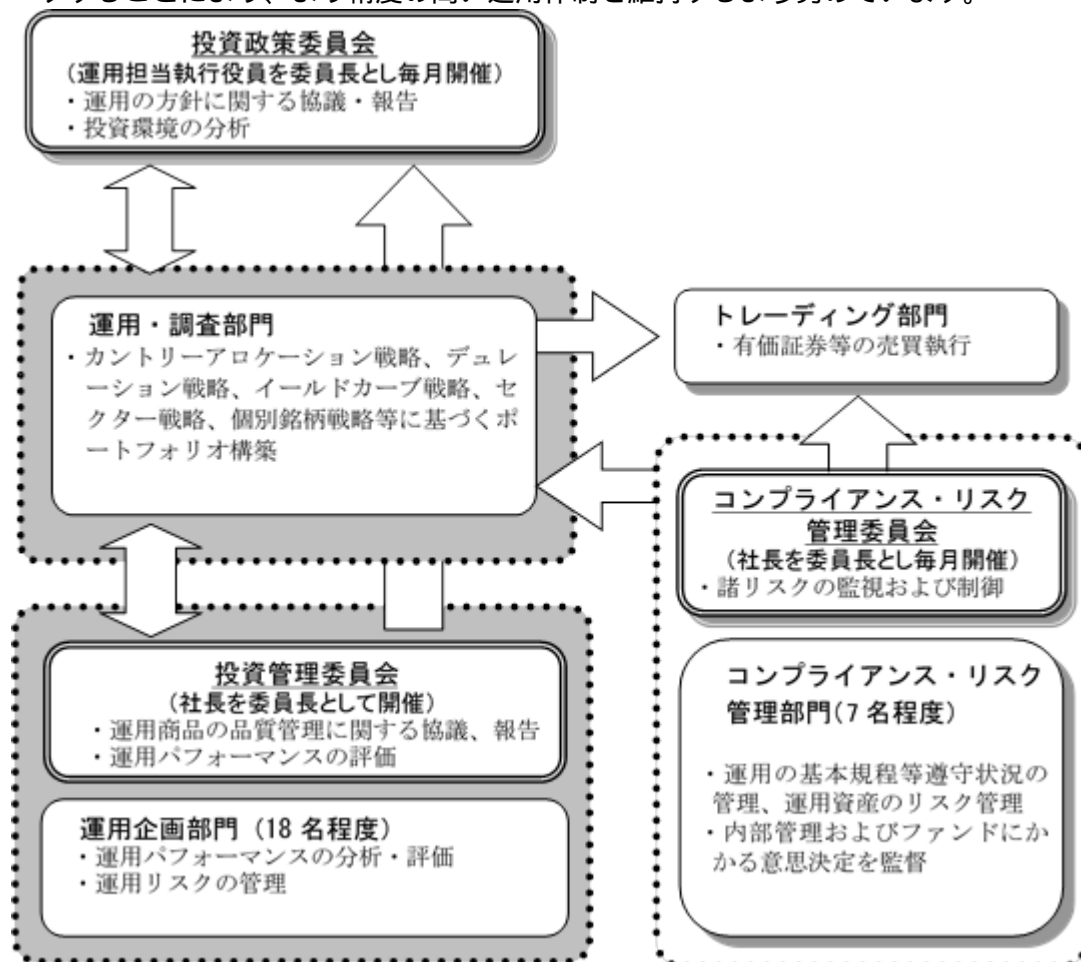
(3) 【運用体制】

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、2023年2月末現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ (<https://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 分配のイメージ図 >

原則として毎月15日に決算を行い、収益の分配を目指します。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金に関する留意事項

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

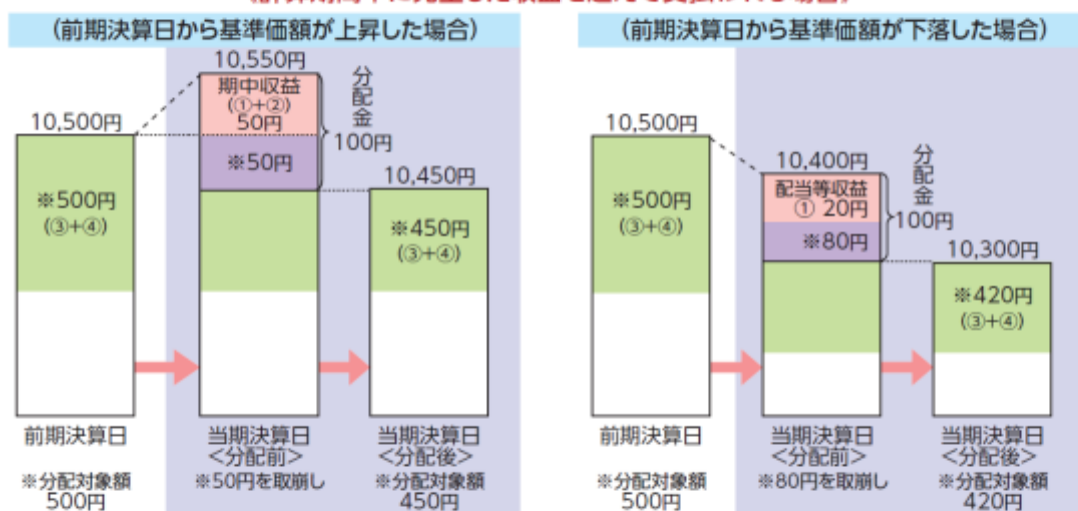
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



* 上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

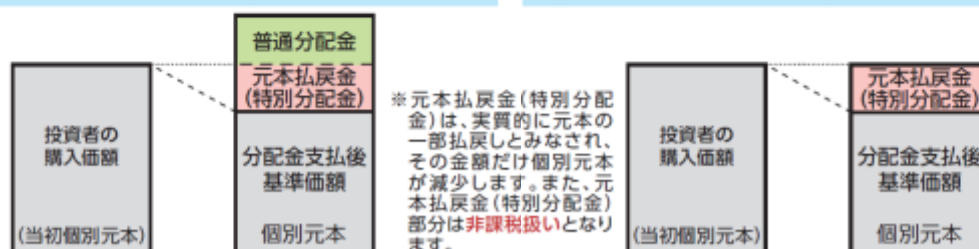
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

* 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「４ 手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】**■投資信託約款に基づく主な投資制限****株式への投資制限**

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは担保の受入れの指図を行うものとします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資については制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券の投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

■ 法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

< 投資運用業に関する禁止行為 >

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとしします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

パン・パシフィック外国債券オープンは、外国の債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

値動きの主な要因

1. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

3. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

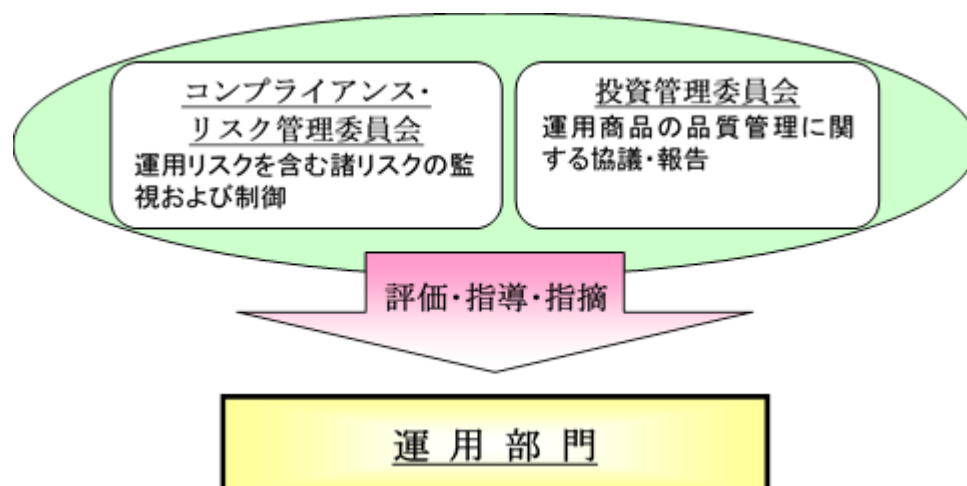
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

ファンドのリスク管理体制等は、2023年2月末現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3) 参考情報

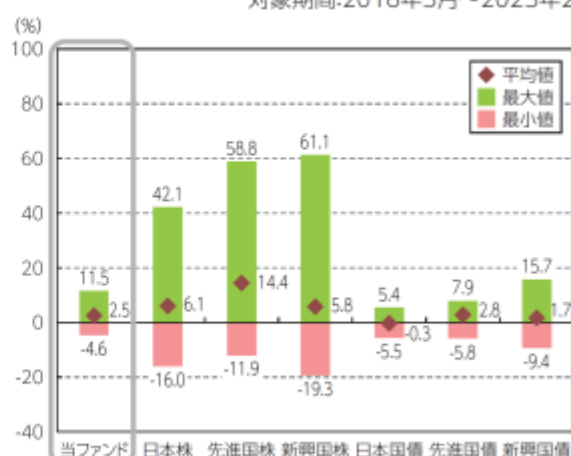
当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2018年3月～2023年2月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

< 代表的な資産クラスの指数について >

東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、ＴＯＰＩＸに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、ＪＰモルガンの知的財産です。ＪＰモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.75%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細についてはお申込みの各販売会社までお問合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年1.1%（税抜1.0%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。

<内訳>

配分	料率（年率） [各販売会社の純資産総額に応じて]		
	100億円 以下の部分	100億円超 300億円以下の部分	300億円超 の部分
委託会社	0.495% (税抜0.45%)	0.44% (税抜0.4%)	0.385% (税抜0.35%)
販売会社	0.55% (税抜0.5%)	0.605% (税抜0.55%)	0.66% (税抜0.6%)
受託会社	0.055%（税抜0.05%）		
合計	1.1%（税抜1.0%）		

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

なお、委託会社と販売会社の配分については各販売会社の取扱残高（信託財産の純資産総額ベース）に応じて計算されるものとします。

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

税率
20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

< 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込み）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

税率
20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%（所得税のみ）

個別元本について

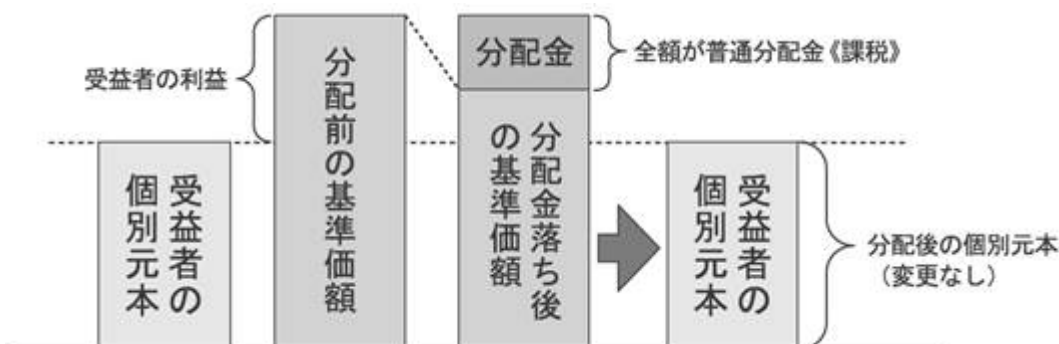
1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

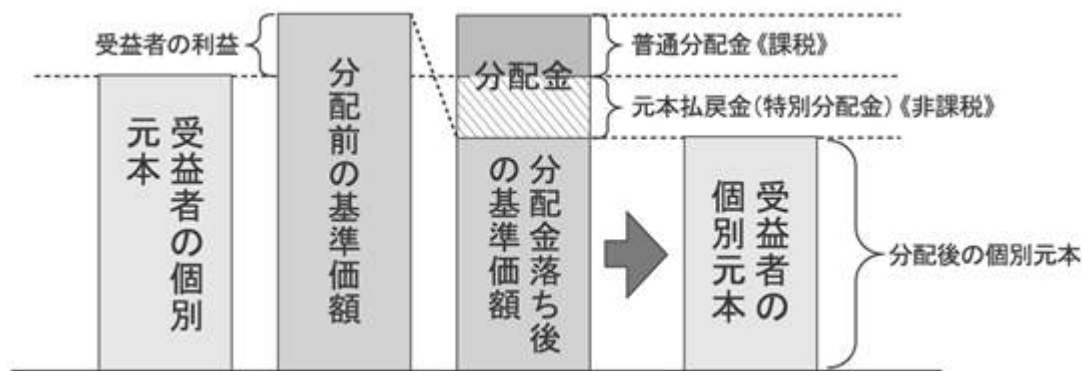
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1. の場合



2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

<少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合>

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出型年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は2023年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は2023年2月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

パン・パシフィック外国債券オープン

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	5,378,709,290	33.30
	ニュージーランド	3,811,940,605	23.60
	カナダ	2,529,090,823	15.66
	オーストラリア	888,057,818	5.50
	小計	12,607,798,536	78.05
地方債証券	カナダ	672,098,305	4.16
	オーストラリア	232,046,764	1.44
	小計	904,145,069	5.60
特殊債券	オーストラリア	1,251,935,043	7.75
	国際機関	1,149,098,623	7.11
	小計	2,401,033,666	14.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	240,983,261	1.49
合計(純資産総額)		16,153,960,532	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

パン・パシフィック外国債券オープン

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%	10,520,000	13,332.64	1,402,594,565	13,328.38	1,402,146,381	2.75	2024/2/15	8.68
2	ニュージーランド	国債 証券	NEW ZEALAND GVT 3.5%	17,150,000	7,866.17	1,349,048,301	7,633.10	1,309,077,983	3.5	2033/4/14	8.10
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2%	10,210,000	12,600.93	1,286,555,909	12,535.96	1,279,922,489	2	2026/11/15	7.92
4	カナダ	国債 証券	CANADA-GOV'T 0.25%	10,470,000	9,842.56	1,030,516,046	9,860.12	1,032,355,259	0.25	2023/8/1	6.39
5	ニュージーランド	国債 証券	NEW ZEALAND GVT 4.5%	11,790,000	8,436.44	994,657,242	8,330.58	982,175,735	4.5	2027/4/15	6.08
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.875%	7,640,000	11,447.45	874,585,920	11,118.35	849,441,986	2.875	2049/5/15	5.26
7	ニュージーランド	国債 証券	NEW ZEALAND GVT 2.75%	10,500,000	8,062.55	846,568,716	8,012.98	841,363,677	2.75	2025/4/15	5.21
8	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.625%	5,710,000	11,896.92	679,314,282	11,779.76	672,624,527	1.625	2029/8/15	4.16
9	カナダ	国債 証券	CANADA-GOV'T 2.75%	7,380,000	9,238.67	681,814,146	9,066.02	669,072,310	2.75	2048/12/1	4.14
10	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 7.5%	4,630,000	14,282.69	661,288,900	14,227.31	658,724,619	7.5	2024/11/15	4.08
11	オーストラリア	国債 証券	AUSTRALIAN GOVT. 0.25%	6,270,000	8,424.37	528,208,118	8,391.40	526,141,242	0.25	2025/11/21	3.26
12	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.625%	4,070,000	13,014.18	529,677,519	12,674.42	515,849,288	3.625	2043/8/15	3.19
13	ニュージーランド	国債 証券	NEW ZEALAND GVT 3%	6,630,000	7,810.49	517,836,097	7,665.14	508,199,087	3	2029/4/20	3.15
14	国際機関	特殊 債券	AFRICAN DEV BANK 4.75%	5,000,000	9,243.31	462,165,560	9,228.00	461,400,033	4.75	2024/3/6	2.86
15	カナダ	国債 証券	CANADA-GOV'T 5.75%	3,720,000	12,229.29	454,929,789	12,050.31	448,271,824	5.75	2033/6/1	2.77
16	オーストラリア	特殊 債券	TREAS CORP VICT 2.25%	6,000,000	7,194.92	431,695,471	7,117.22	427,033,384	2.25	2034/11/20	2.64
17	カナダ	国債 証券	CANADA-GOV'T 5%	3,200,000	12,033.05	385,057,680	11,855.98	379,391,430	5	2037/6/1	2.35

18	オーストラリア	特殊債券	QUEENSLAND TREAS 2%	4,000,000	7,312.39	292,495,644	7,235.82	289,433,168	2	2033/8/22	1.79
19	カナダ	地方債証券	ALBERTA PROVINCE 2.35%	3,000,000	9,639.49	289,184,742	9,629.15	288,874,568	2.35	2025/6/1	1.79
20	国際機関	特殊債券	EUROFIMA 3.35%	3,000,000	8,522.96	255,688,867	8,446.69	253,400,833	3.35	2029/5/21	1.57
21	オーストラリア	地方債証券	AUSTRALIAN CPTL 2.5%	3,000,000	7,803.95	234,118,650	7,734.89	232,046,764	2.5	2032/10/22	1.44
22	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 3%	3,070,000	7,632.32	234,312,303	7,516.03	230,742,192	3	2047/3/21	1.43
23	国際機関	特殊債券	ASIAN DEV BANK 2.35%	3,000,000	7,563.63	226,909,095	7,502.89	225,086,718	2.35	2032/1/13	1.39
24	国際機関	特殊債券	ASIAN DEV BANK 1.85%	2,500,000	8,404.41	210,110,281	8,368.44	209,211,039	1.85	2027/1/13	1.30
25	オーストラリア	特殊債券	SO AUST GOV FIN 2%	3,000,000	6,577.28	197,318,490	6,534.09	196,022,700	2	2036/5/23	1.21
26	カナダ	地方債証券	SASKATCHEWAN CDA 2.55%	2,000,000	9,620.92	192,418,422	9,585.58	191,711,747	2.55	2026/6/2	1.19
27	オーストラリア	特殊債券	TASMANIAN PUBFIN 3.25%	2,000,000	9,044.48	180,889,710	9,002.27	180,045,517	3.25	2026/2/19	1.11
28	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 2.75%	2,570,000	6,916.62	177,757,320	6,658.52	171,124,123	2.75	2037/4/15	1.06
29	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	1,600,000	8,250.78	132,012,512	8,198.39	131,174,384	3.25	2039/6/21	0.81
30	カナダ	地方債証券	MANITOBA (PROV) 2.45%	1,000,000	9,657.55	96,575,598	9,647.32	96,473,210	2.45	2025/6/2	0.60

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	78.05
地方債証券	5.60
特殊債券	14.86
合計	98.51

【投資不動産物件】

パン・パシフィック外国債券オープン

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

パン・パシフィック外国債券オープン

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

パン・パシフィック外国債券オープン

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第20期特定期間末（2013年 8月15日）	59,050,105,740	59,558,765,868	8,126	8,196
第21期特定期間末（2014年 2月17日）	60,861,873,479	61,394,517,668	7,998	8,068
第22期特定期間末（2014年 8月15日）	71,828,666,869	72,453,734,018	8,044	8,114
第23期特定期間末（2015年 2月16日）	87,312,380,930	88,043,537,066	8,359	8,429
第24期特定期間末（2015年 8月17日）	96,395,133,371	97,233,753,699	8,046	8,116
第25期特定期間末（2016年 2月15日）	85,240,557,399	85,852,443,946	6,965	7,015
第26期特定期間末（2016年 8月15日）	74,482,956,038	75,067,471,999	6,371	6,421
第27期特定期間末（2017年 2月15日）	70,165,421,325	70,696,356,991	6,608	6,658
第28期特定期間末（2017年 8月15日）	60,569,978,335	60,856,198,694	6,349	6,379
第29期特定期間末（2018年 2月15日）	48,109,889,162	48,351,409,493	5,976	6,006
第30期特定期間末（2018年 8月15日）	42,583,449,047	42,802,227,395	5,839	5,869
第31期特定期間末（2019年 2月15日）	37,498,028,866	37,627,808,229	5,779	5,799
第32期特定期間末（2019年 8月15日）	33,723,021,135	33,841,357,580	5,700	5,720
第33期特定期間末（2020年 2月17日）	30,295,025,985	30,400,706,558	5,733	5,753
第34期特定期間末（2020年 8月17日）	28,336,580,094	28,433,891,441	5,824	5,844
第35期特定期間末（2021年 2月15日）	25,279,490,984	25,344,695,488	5,815	5,830
第36期特定期間末（2021年 8月16日）	22,250,182,953	22,269,245,197	5,836	5,841
第37期特定期間末（2022年 2月15日）	19,145,827,364	19,162,755,384	5,655	5,660
第38期特定期間末（2022年 8月15日）	18,310,564,243	18,325,644,037	6,071	6,076
第39期特定期間末（2023年 2月15日）	16,223,878,900	16,237,969,383	5,757	5,762
2022年 2月末日	19,120,750,821	—	5,674	—
3月末日	19,852,376,551	—	5,986	—
4月末日	19,232,240,533	—	5,951	—
5月末日	18,980,950,680	—	5,940	—
6月末日	18,843,633,323	—	6,011	—
7月末日	18,700,743,525	—	6,137	—
8月末日	18,164,418,178	—	6,071	—
9月末日	17,674,866,504	—	5,976	—
10月末日	17,697,012,406	—	6,075	—
11月末日	17,026,207,772	—	5,918	—
12月末日	16,037,267,115	—	5,627	—
2023年 1月末日	16,293,035,110	—	5,762	—
2月末日	16,153,960,532	—	5,747	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

パン・パシフィック外国債券オープン

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第20期特定期間	2013年 2月16日～2013年 8月15日	410
第21期特定期間	2013年 8月16日～2014年 2月17日	420
第22期特定期間	2014年 2月18日～2014年 8月15日	420
第23期特定期間	2014年 8月16日～2015年 2月16日	420
第24期特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	420
第25期特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	380
第26期特定期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	300
第27期特定期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	300
第28期特定期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	260
第29期特定期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	180
第30期特定期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	180
第31期特定期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	160
第32期特定期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	120
第33期特定期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	120
第34期特定期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	120
第35期特定期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	100
第36期特定期間	2021年 2月16日～2021年 8月16日	50
第37期特定期間	2021年 8月17日～2022年 2月15日	30
第38期特定期間	2022年 2月16日～2022年 8月15日	30
第39期特定期間	2022年 8月16日～2023年 2月15日	30

【収益率の推移】

パン・パシフィック外国債券オープン

期	計算期間	収益率（％）
第20期特定期間	2013年 2月16日～2013年 8月15日	1.23
第21期特定期間	2013年 8月16日～2014年 2月17日	3.59
第22期特定期間	2014年 2月18日～2014年 8月15日	5.83
第23期特定期間	2014年 8月16日～2015年 2月16日	9.14
第24期特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	1.28
第25期特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	8.71
第26期特定期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	4.22
第27期特定期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	8.43
第28期特定期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	0.02
第29期特定期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	3.04
第30期特定期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	0.72
第31期特定期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	1.71
第32期特定期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	0.71
第33期特定期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	2.68
第34期特定期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	3.68
第35期特定期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	1.56
第36期特定期間	2021年 2月16日～2021年 8月16日	1.22
第37期特定期間	2021年 8月17日～2022年 2月15日	2.59
第38期特定期間	2022年 2月16日～2022年 8月15日	7.89
第39期特定期間	2022年 8月16日～2023年 2月15日	4.68

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

パン・パシフィック外国債券オープン

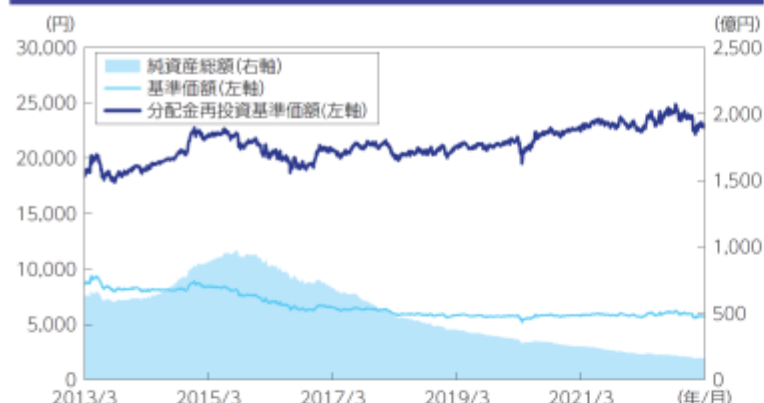
期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第20期特定期間	2013年 2月16日～2013年 8月15日	11,576,448,485	12,286,810,803
第21期特定期間	2013年 8月16日～2014年 2月17日	12,751,742,292	9,325,447,805
第22期特定期間	2014年 2月18日～2014年 8月15日	20,087,505,181	6,884,225,176
第23期特定期間	2014年 8月16日～2015年 2月16日	26,478,376,743	11,322,807,195
第24期特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	24,121,439,278	8,769,411,848
第25期特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	13,425,773,854	10,851,368,405
第26期特定期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	4,440,372,116	9,914,489,430
第27期特定期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	3,960,402,028	14,676,460,976
第28期特定期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	2,785,046,325	13,565,392,972
第29期特定期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	1,440,604,555	16,340,613,899
第30期特定期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	1,812,398,545	9,393,059,626
第31期特定期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	807,304,008	8,843,738,426
第32期特定期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	641,244,234	6,362,703,421
第33期特定期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	476,971,229	6,804,907,267
第34期特定期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	589,259,841	4,773,872,512
第35期特定期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	1,262,557,483	6,448,561,386
第36期特定期間	2021年 2月16日～2021年 8月16日	345,289,319	5,690,470,953
第37期特定期間	2021年 8月17日～2022年 2月15日	210,358,126	4,478,804,474
第38期特定期間	2022年 2月16日～2022年 8月15日	270,263,421	3,966,717,269
第39期特定期間	2022年 8月16日～2023年 2月15日	288,183,532	2,266,804,176

参考情報

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2023年2月28日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2023年2月	5円
2023年1月	5円
2022年12月	5円
2022年11月	5円
2022年10月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	11,646円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	5,747円
純資産総額	161億円

主要な資産の状況

組入上位10銘柄

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 2.75%	2.75	2024年2月15日	アメリカ	国債証券	8.68
2	NEW ZEALAND GVT 3.5%	3.5	2033年4月14日	ニュージーランド	国債証券	8.10
3	US TREASURY N/B 2%	2	2026年11月15日	アメリカ	国債証券	7.92
4	CANADA-GOV'T 0.25%	0.25	2023年8月1日	カナダ	国債証券	6.39
5	NEW ZEALAND GVT 4.5%	4.5	2027年4月15日	ニュージーランド	国債証券	6.08
6	US TREASURY N/B 2.875%	2.875	2049年5月15日	アメリカ	国債証券	5.26
7	NEW ZEALAND GVT 2.75%	2.75	2025年4月15日	ニュージーランド	国債証券	5.21
8	US TREASURY N/B 1.625%	1.625	2029年8月15日	アメリカ	国債証券	4.16
9	CANADA-GOV'T 2.75%	2.75	2048年12月1日	カナダ	国債証券	4.14
10	US TREASURY N/B 7.5%	7.5	2024年11月15日	アメリカ	国債証券	4.08

※投資比率は対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2023年は2月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

（2）申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

（3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.75%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

（１）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（２）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

（３）解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

（４）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

（５）信託財産留保額

該当事項はありません。

（６）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

（７）解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問合わせください。

前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買取相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。

ただし、信託約款の規定により償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

1. 信託契約の解約

委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

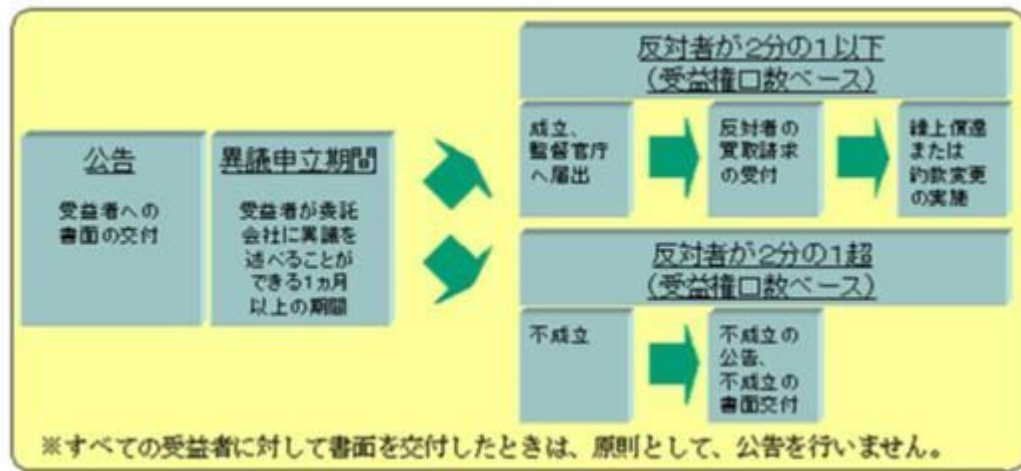
信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. の第2および第3段落記載の手続きに従います。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

運用にかかる報告

2月および8月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金に対する請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

（４）帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２） 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （３） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期特定期間（2022年8月16日から2023年2月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【パン・バシフィック外国債券オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第38期特定期間末 2022年 8月15日現在	第39期特定期間末 2023年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	26,308,490	9,123,187
金銭信託	260,467,649	133,673,451
国債証券	14,435,738,101	12,613,306,285
地方債証券	955,524,263	904,106,458
特殊債券	2,547,242,689	2,439,094,944
未収利息	138,088,584	153,081,096
前払費用	3,392,566	3,566,881
その他未収収益	6,267,153	14,991,443
流動資産合計	18,373,029,495	16,270,943,745
資産合計	18,373,029,495	16,270,943,745
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,079,794	14,090,483
未払解約金	29,465,659	17,822,107
未払受託者報酬	869,394	733,477
未払委託者報酬	16,518,469	13,936,047
その他未払費用	531,936	482,731
流動負債合計	62,465,252	47,064,845
負債合計	62,465,252	47,064,845
純資産の部		
元本等		
元本	30,159,588,140	28,180,967,496
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,849,023,897	11,957,088,596
（分配準備積立金）	196,411,047	296,113,890
元本等合計	18,310,564,243	16,223,878,900
純資産合計	18,310,564,243	16,223,878,900
負債純資産合計	18,373,029,495	16,270,943,745

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第38期特定期間 自 2022年 2月16日 至 2022年 8月15日	第39期特定期間 自 2022年 8月16日 至 2023年 2月15日
営業収益		
受取利息	261,979,773	255,678,034
有価証券売買等損益	1,318,624,622	598,772,867
為替差損益	2,619,861,850	389,268,449
その他収益	9,235,001	8,724,290
営業収益合計	1,572,452,002	723,638,992
営業費用		
受託者報酬	5,198,050	4,762,888
委託者報酬	98,762,902	90,494,865
その他費用	1,658,183	1,448,241
営業費用合計	105,619,135	96,705,994
営業利益又は営業損失 ()	1,466,832,867	820,344,986
経常利益又は経常損失 ()	1,466,832,867	820,344,986
当期純利益又は当期純損失 ()	1,466,832,867	820,344,986
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	37,417,614	4,377,066
期首剰余金又は期首欠損金 ()	14,710,214,624	11,849,023,897
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,637,736,731	911,957,939
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,637,736,731	911,957,939
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,486,354	117,552,418
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	110,486,354	117,552,418
分配金	95,474,903	86,502,300
期末剰余金又は期末欠損金 ()	11,849,023,897	11,957,088,596

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	当ファンドの特定期間は2022年 8月16日から2023年 2月15日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第38期特定期間末 2022年 8月15日現在		第39期特定期間末 2023年 2月15日現在	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	30,159,588,140口	1. 特定期間の末日における受益権の総数	28,180,967,496口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	11,849,023,897円	2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	11,957,088,596円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.6071円 (6,071円)	3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.5757円 (5,757円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第38期特定期間 自 2022年 2月16日 至 2022年 8月15日		第39期特定期間 自 2022年 8月16日 至 2023年 2月15日	
分配金の計算過程 第221期 2022年 2月16日 2022年 3月15日		分配金の計算過程 第227期 2022年 8月16日 2022年 9月15日	
A 費用控除後の配当等収益額	37,915,895円	A 費用控除後の配当等収益額	43,808,528円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	334,804,902円	C 収益調整金額	297,412,927円
D 分配準備積立金額	97,784,302円	D 分配準備積立金額	192,696,673円

E	当ファンドの分配対象収益額	470,505,099円	E	当ファンドの分配対象収益額	533,918,128円
F	当ファンドの期末残存口数	33,495,481,996口	F	当ファンドの期末残存口数	29,618,151,874口
G	10,000口当たり収益分配対象額	140円	G	10,000口当たり収益分配対象額	180円
H	10,000口当たり分配金額	5円	H	10,000口当たり分配金額	5円
I	収益分配金金額	16,747,740円	I	収益分配金金額	14,809,075円
	第222期			第228期	
	2022年 3月16日			2022年 9月16日	
	2022年 4月15日			2022年10月17日	
A	費用控除後の配当等収益額	46,178,587円	A	費用控除後の配当等収益額	29,143,874円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C	収益調整金額	328,062,471円	C	収益調整金額	294,877,738円
D	分配準備積立金額	116,302,759円	D	分配準備積立金額	218,067,875円
E	当ファンドの分配対象収益額	490,543,817円	E	当ファンドの分配対象収益額	542,089,487円
F	当ファンドの期末残存口数	32,800,557,719口	F	当ファンドの期末残存口数	29,263,435,602口
G	10,000口当たり収益分配対象額	149円	G	10,000口当たり収益分配対象額	185円
H	10,000口当たり分配金額	5円	H	10,000口当たり分配金額	5円
I	収益分配金金額	16,400,278円	I	収益分配金金額	14,631,717円
	第223期			第229期	
	2022年 4月16日			2022年10月18日	
	2022年 5月16日			2022年11月15日	
A	費用控除後の配当等収益額	27,377,403円	A	費用控除後の配当等収益額	26,637,717円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C	収益調整金額	321,005,301円	C	収益調整金額	291,961,665円
D	分配準備積立金額	142,533,330円	D	分配準備積立金額	229,806,948円
E	当ファンドの分配対象収益額	490,916,034円	E	当ファンドの分配対象収益額	548,406,330円
F	当ファンドの期末残存口数	32,064,786,677口	F	当ファンドの期末残存口数	28,946,727,722口
G	10,000口当たり収益分配対象額	153円	G	10,000口当たり収益分配対象額	189円
H	10,000口当たり分配金額	5円	H	10,000口当たり分配金額	5円
I	収益分配金金額	16,032,393円	I	収益分配金金額	14,473,363円
	第224期			第230期	
	2022年 5月17日			2022年11月16日	
	2022年 6月15日			2022年12月15日	
A	費用控除後の配当等収益額	27,694,457円	A	費用控除後の配当等収益額	36,877,547円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C	収益調整金額	317,458,718円	C	収益調整金額	288,457,218円
D	分配準備積立金額	151,687,614円	D	分配準備積立金額	238,734,100円
E	当ファンドの分配対象収益額	496,840,789円	E	当ファンドの分配対象収益額	564,068,865円
F	当ファンドの期末残存口数	31,675,421,351口	F	当ファンドの期末残存口数	28,580,780,658口
G	10,000口当たり収益分配対象額	156円	G	10,000口当たり収益分配対象額	197円
H	10,000口当たり分配金額	5円	H	10,000口当たり分配金額	5円
I	収益分配金金額	15,837,710円	I	収益分配金金額	14,290,390円
	第225期			第231期	
	2022年 6月16日			2022年12月16日	
	2022年 7月15日			2023年 1月16日	
A	費用控除後の配当等収益額	43,997,052円	A	費用控除後の配当等収益額	27,483,714円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C	収益調整金額	308,395,891円	C	収益調整金額	287,077,728円
D	分配準備積立金額	158,630,000円	D	分配準備積立金額	259,513,766円

E 当ファンドの分配対象収益額	511,022,943円	E 当ファンドの分配対象収益額	574,075,208円
F 当ファンドの期末残存口数	30,753,976,911口	F 当ファンドの期末残存口数	28,414,545,005口
G 10,000口当たり収益分配対象額	166円	G 10,000口当たり収益分配対象額	202円
H 10,000口当たり分配金額	5円	H 10,000口当たり分配金額	5円
I 収益分配金金額 第226期 2022年 7月16日 2022年 8月15日	15,376,988円	I 収益分配金金額 第232期 2023年 1月17日 2023年 2月15日	14,207,272円
A 費用控除後の配当等収益額	28,051,672円	A 費用控除後の配当等収益額	40,057,024円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	302,640,247円	C 収益調整金額	285,144,351円
D 分配準備積立金額	183,439,169円	D 分配準備積立金額	270,147,349円
E 当ファンドの分配対象収益額	514,131,088円	E 当ファンドの分配対象収益額	595,348,724円
F 当ファンドの期末残存口数	30,159,588,140口	F 当ファンドの期末残存口数	28,180,967,496口
G 10,000口当たり収益分配対象額	170円	G 10,000口当たり収益分配対象額	211円
H 10,000口当たり分配金額	5円	H 10,000口当たり分配金額	5円
I 収益分配金金額	15,079,794円	I 収益分配金金額	14,090,483円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第38期特定期間 自 2022年 2月16日 至 2022年 8月15日	第39期特定期間 自 2022年 8月16日 至 2023年 2月15日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は、「（デリバティブ取引に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」の通りであります。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスク等の低減、外貨建資金の受渡または効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を利用しております。	同左

3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

	第38期特定期間末 2022年 8月15日現在	第39期特定期間末 2023年 2月15日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第38期特定期間 自 2022年 2月16日 至 2022年 8月15日	第39期特定期間 自 2022年 8月16日 至 2023年 2月15日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	107,244,873	185,561,767
地方債証券	5,735,824	8,827,449
特殊債券	3,387,902	17,203,820
合計	116,368,599	211,593,036

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第38期特定期間 自 2022年 2月16日 至 2022年 8月15日	第39期特定期間 自 2022年 8月16日 至 2023年 2月15日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）
元本の移動

（単位：円）

	第38期特定期間 自 2022年 2月16日 至 2022年 8月15日	第39期特定期間 自 2022年 8月16日 至 2023年 2月15日
期首元本額	33,856,041,988円	30,159,588,140円
期中追加設定元本額	270,263,421円	288,183,532円
期中一部解約元本額	3,966,717,269円	2,266,804,176円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 1.625%	5,710,000.00	4,982,867.18	
		US TREASURY N/B 2.75%	10,520,000.00	10,288,231.24	
		US TREASURY N/B 2.875%	7,640,000.00	6,415,212.50	
		US TREASURY N/B 2%	10,210,000.00	9,437,071.14	
		US TREASURY N/B 3.625%	4,070,000.00	3,885,260.17	
		US TREASURY N/B 7.5%	4,630,000.00	4,850,648.43	
米ドル合計			42,780,000.00	39,859,290.66 (5,292,915,206)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 0.25%	10,470,000.00	10,266,149.10	
		CANADA-GOV'T 2.75%	7,380,000.00	6,792,330.60	
		CANADA-GOV'T 5.75%	3,720,000.00	4,532,076.00	
		CANADA-GOV'T 5%	3,200,000.00	3,836,000.00	
	国債証券 小計		24,770,000.00	25,426,555.70 (2,530,450,823)	
	地方債証券	ALBERTA PROVINCE 2.35%	3,000,000.00	2,880,900.00	
		ALBERTA PROVINCE 2.55%	1,000,000.00	952,070.00	
		MANITOBA (PROV) 2.45%	1,000,000.00	962,100.00	
		SASKATCHEWAN CDA 2.55%	2,000,000.00	1,916,900.00	
	地方債証券 小計		7,000,000.00	6,711,970.00 (667,975,254)	
カナダドル合計			31,770,000.00	32,138,525.70 (3,198,426,077)	

オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 0.25%	6,270,000.00	5,747,640.03		
		AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	1,600,000.00	1,436,480.00		
		AUSTRALIAN GOVT. 3%	3,070,000.00	2,549,644.21		
	国債証券 小計		10,940,000.00	9,733,764.24	(902,222,607)	
	地方債証券	AUSTRALIAN CPTL 2.5%	3,000,000.00	2,547,537.00		
	地方債証券 小計		3,000,000.00	2,547,537.00	(236,131,204)	
	特殊債券	AFRICAN DEV BANK 4.75%	5,000,000.00	5,029,005.00		
		AIRSERVICES AUST 2.2%	1,000,000.00	843,472.00		
		ASIAN DEV BANK 1.85%	2,500,000.00	2,286,292.50		
		ASIAN DEV BANK 2.35%	3,000,000.00	2,469,087.00		
		EUROFIMA 3.35%	3,000,000.00	2,782,251.00		
		NEW S WALES TREA 3.5%	1,000,000.00	908,795.00		
		QUEENSLAND TREAS 2%	4,000,000.00	3,182,760.00		
		SO AUST GOV FIN 2%	3,000,000.00	2,147,100.00		
		TASMANIAN PUBFIN 3.25%	2,000,000.00	1,968,332.00		
		TREAS CORP VICT 2.25%	6,000,000.00	4,697,448.00		
	特殊債券 小計		30,500,000.00	26,314,542.50	(2,439,094,944)	
オーストラリアドル合計		44,440,000.00	38,595,843.74	(3,577,448,755)		
ニュージーランドドル	国債証券	NEW ZEALAND GVT 2.75%	10,500,000.00	10,075,800.00		
		NEW ZEALAND GVT 2.75%	2,570,000.00	2,115,654.84		
		NEW ZEALAND GVT 3.5%	17,150,000.00	16,056,275.90		
		NEW ZEALAND GVT 3%	6,630,000.00	6,163,248.00		
		NEW ZEALAND GVT 4.5%	11,790,000.00	11,838,339.00		
ニュージーランドドル合計		48,640,000.00	46,249,317.74	(3,887,717,649)		
合計			15,956,507,687	(15,956,507,687)		

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	国債証券	6銘柄	32.6%	33.0%
カナダドル	国債証券	4銘柄	15.6%	15.9%
	地方債証券	4銘柄	4.1%	4.2%
オーストラリアドル	国債証券	3銘柄	5.6%	5.7%
	地方債証券	1銘柄	1.5%	1.5%
	特殊債券	10銘柄	15.0%	15.3%
ニュージーランドドル	国債証券	5銘柄	24.0%	24.4%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

(2023年2月28日現在)

【純資産額計算書】

パン・パシフィック外国債券オープン

資産総額	16,172,672,497 円
負債総額	18,711,965 円
純資産総額（ - ）	16,153,960,532 円
発行済口数	28,110,681,185 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5747 円
（1万口当たり純資産額）	（5,747 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

< 過去5年間における資本金の額の推移 >

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年2月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	156 本	1,595,319,548,313 円
	単位型	24 本	418,163,400,948 円
公社債投資信託	単位型	19 本	40,691,321,091 円
合計		199 本	2,054,174,270,352 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,648,171	8,881,852
前払費用	200,486	200,271
未収入金	113,842	-
未収委託者報酬	1,490,727	1,515,280
未収運用受託報酬	130,764	312,387
未収投資助言報酬	258,067	32,339
その他	5,074	9,953
流動資産合計	9,847,134	10,952,085
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 707,678	¹ 657,578
器具備品	¹ 345,634	¹ 273,616
建設仮勘定	1,354	-
有形固定資産合計	1,054,667	931,194
無形固定資産		
ソフトウェア	125,943	176,635
ソフトウェア仮勘定	22,934	27,900
無形固定資産合計	148,878	204,535
投資その他の資産		
投資有価証券	4,362	6,531
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	13,175	19,485
前払年金費用	223,189	240,647
繰延税金資産	15,044	29,735
投資その他の資産合計	555,772	596,399
固定資産合計	1,759,319	1,732,130
資産合計	11,606,453	12,684,216

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	288,719	760,150
未払金	940,511	1,014,467
未払収益分配金	149	-
未払手数料	461,104	500,292
その他未払金	479,258	514,174
未払費用	38,371	40,746
未払法人税等	145,252	336,717
未払消費税等	26,255	254,752
賞与引当金	155,393	165,699
前受収益	3,666	3,666
流動負債合計	1,598,171	2,576,200
固定負債		
長期未払金	138,492	86,543
資産除去債務	227,552	228,039
固定負債合計	366,045	314,582
負債合計	1,964,216	2,890,782
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,952,160	2,103,933
利益剰余金合計	5,127,202	5,278,975
株主資本合計	9,641,986	9,793,758
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	251	325
評価・換算差額等合計	251	325
純資産合計	9,642,237	9,793,433
負債・純資産合計	11,606,453	12,684,216

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,334,125	7,916,562
受入手数料	11,877	40,707
運用受託報酬	1,871,659	2,132,888
投資助言報酬	550,486	438,441
その他収益	6,666	10,000
営業収益合計	8,774,814	10,538,599
営業費用		
支払手数料	1,908,970	2,129,117
広告宣伝費	54,081	46,842
公告費	250	250
調査費	1,629,740	2,446,317
調査費	694,741	803,814
委託調査費	934,999	1,642,503
委託計算費	382,749	439,674
営業雑経費	138,454	145,382
通信費	21,821	21,451
印刷費	97,182	106,245
協会費	13,023	10,338
諸会費	6,147	7,239
営業雑費	279	106
営業費用合計	4,114,246	5,207,584
一般管理費		
給料	2,035,031	2,193,365
役員報酬	65,817	65,537
給料・手当	1,535,188	1,647,697
賞与	411,987	444,284
その他報酬給与	22,038	35,846
賞与引当金繰入	155,393	165,699
法定福利費	303,647	326,765
福利厚生費	40,150	31,829
交際費	1,508	2,525
寄付金	8,669	11,484
旅費交通費	9,202	6,856
租税公課	68,896	84,051
不動産賃借料	275,188	450,152
退職給付費用	145,682	56,072
固定資産減価償却費	128,728	203,922
事務委託費	98,607	275,646
諸経費	167,863	73,144
一般管理費合計	3,147,203	3,881,516
営業利益	1,513,364	1,449,498

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外収益		
受取利息	100	107
受取配当金	30	270
投資有価証券売却益	12	145
保険契約返戻金・配当金	¹ 1,496	¹ 1,810
為替差益	327	155
雑益	3,001	1,551
営業外収益合計	4,967	4,039
営業外費用		
雑損失	645	524
営業外費用合計	645	524
経常利益	1,517,687	1,453,013
特別損失		
移転関連費用	² 222,760	² -
特別損失合計	222,760	-
税引前当期純利益	1,294,926	1,453,013
法人税、住民税及び事業税	334,591	462,476
法人税等調整額	107,115	14,436
法人税等合計	441,707	448,039
当期純利益	853,219	1,004,974

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,227,250	5,402,292	9,917,076
当期変動額					
剰余金の配当			1,128,309	1,128,309	1,128,309
当期純利益			853,219	853,219	853,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	275,090	275,090	275,090
当期末残高	83,040	3,092,001	1,952,160	5,127,202	9,641,986

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	9,917,076
当期変動額			
剰余金の配当			1,128,309
当期純利益			853,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	251	251	251
当期変動額合計	251	251	274,838
当期末残高	251	251	9,642,237

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,952,160	5,127,202	9,641,986
当期変動額					
剰余金の配当			853,201	853,201	853,201
当期純利益			1,004,974	1,004,974	1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	151,772	151,772	151,772
当期末残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	251	251	9,642,237
当期変動額			
剰余金の配当			853,201
当期純利益			1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	577	577	577
当期変動額合計	577	577	151,195
当期末残高	325	325	9,793,433

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法
（１）有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 （２）無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
（１）賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 （２）退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準
投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。
5. 会計方針の変更
（１）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、財務諸表に与える影響はありません。 （２）「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。 なお、財務諸表に与える影響はありません。 また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（貸借対照表関係）

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	17,690千円	67,791千円
器具備品	327,329千円	322,366千円

（損益計算書関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,496千円	1,810千円

2 移転関連費用

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

新オフィスへの移転に伴う、移転費用（引越費用、原状回復工事費用）並びに内装工事期間及び原状回復期間等に係る賃借料を計上しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

移転に関する費用の計上はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,128,309,380円	59,740円00銭	2020年3月31日	2020年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	853,201,338円	45,174円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通 株式	853,201,338円	45,174円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1年内	476,805	470,945
1年超	1,562,983	1,092,037
合計	2,039,788	1,562,983

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。

差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。また、長期未払金は、本社家賃のフリーレント期間分のうち1年超の支払期日分です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,648,171	7,648,171	-
(2) 未収委託者報酬	1,490,727	1,490,727	-
(3) 未収運用受託報酬	130,764	130,764	-
(4) 未収投資助言報酬	258,067	258,067	-
(5) 未収入金	113,842	113,842	-
(6) 投資有価証券 その他有価証券	4,362	4,362	-
(7) 長期差入保証金	300,000	287,140	12,859
資産計	9,945,937	9,933,077	12,859
(1) 未払手数料	461,104	461,104	-
(2) その他未払金	479,258	479,258	-
負債計	940,362	940,362	-

(*) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (2021年3月31日)
長期未払金	138,492千円

長期未払金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	6,531	6,531	-
(2) 長期差入保証金	300,000	284,045	15,954
資産計	306,531	290,576	15,954
(1) 長期未払金	86,543	86,624	81
負債計	86,543	86,624	81

(*) 現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,648,171	-	-	-
未収委託者報酬	1,490,727	-	-	-
未収運用受託報酬	130,764	-	-	-
未収投資助言報酬	258,067	-	-	-
未収入金	113,842	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	3,261	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	9,641,574	300,000	3,261	-

当事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	960	3,595	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,960	3,595	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

投資有価証券はすべて投資信託であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は記載しておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は6,531千円であります。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計

長期差入保証金	-	-	284,045	284,045
資産計	-	-	284,045	284,045
長期未払金	-	-	86,624	86,624
負債計	-	-	86,624	86,624

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2021年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	4,362	4,000	362
小計	4,362	4,000	362
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	4,362	4,000	362

当事業年度（2022年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,008	1,000	8
小計	1,008	1,000	8
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,523	6,000	476
小計	5,523	6,000	476
合計	6,531	7,000	468

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	1,012	12	-

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	2,145	145	-

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	9,979	千円
退職給付費用	145,682	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	67,527	"
前払年金費用の期末残高	223,189	"

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	695,521	千円
年金資産	918,984	"
	223,462	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	223,189	"
前払年金費用	223,189	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	223,189	"

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	145,682	千円
----------------	---------	----

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	223,189	千円
退職給付費用	56,072	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	73,530	"
前払年金費用の期末残高	240,647	"

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	764,992	千円
年金資産	1,005,913	"
	240,920	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,647	"
前払年金費用	240,647	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,647	"

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	56,072	千円
----------------	--------	----

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	47,581	千円	50,737	千円
未払事業税	13,802	"	23,129	"
資産除去債務	69,676	"	69,825	"
未払賃借料	58,313	"	42,406	"
その他	31,870	"	50,556	"
繰延税金資産小計	221,244	"	236,654	"
評価性引当額	69,676	"	69,825	"
繰延税金資産合計	151,567	"	166,829	"
繰延税金負債				
資産除去費用	68,071	"	63,406	"
前払年金費用	68,340	"	73,686	"
その他有価証券評価差額金	111	"	-	"
繰延税金負債合計	136,523	"	137,093	"
繰延税金資産の純額	15,044	"	29,735	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	30.62	%	-	%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03	"	-	"
評価性引当額の増減	5.27	"	-	"
雇用拡大促進税制の特別控除	1.90	"	-	"
住民税均等割	0.09	"	-	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.11	%	-	%

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（15年）としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
期首残高	62,571	千円	227,552	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	227,390	"	-	"
時の経過による調整額	162	"	486	"

資産除去債務の履行による減少額	62,571	〃	-	〃
期末残高	227,552	〃	228,039	〃

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）の4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	6,334,125	11,877	1,871,659	550,486	6,666	8,774,814

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	7,916,562	40,707	2,132,888	438,441	10,000	10,538,599

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	250,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	409,787	未収投資助言報酬	223,460
							支払手数料	484,387	未払手数料	154,440

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	150,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	159,741	未収運用受託報酬	175,715
							支払手数料	547,750	未払手数料	163,207

（注1）取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

（注2）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
1株当たり純資産額	510,522円46銭	518,527円74銭
1株当たり当期純利益金額	45,174円95銭	53,209円83銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 （2021年3月31日）	当事業年度 （2022年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,642,237	9,793,433
普通株式に係る純資産額（千円）	9,642,237	9,793,433
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
当期純利益（千円）	853,219	1,004,974
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	853,219	1,004,974
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2022年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	9,503,409
未収委託者報酬	1,549,792
未収運用受託報酬	684,687
未収投資助言報酬	20,613
その他	221,466
流動資産合計	11,979,969
固定資産	
有形固定資産	
建物	¹ 632,528
器具備品	¹ 227,154
建設仮勘定	77,511
有形固定資産合計	937,194
無形固定資産	
ソフトウェア	154,559
ソフトウェア仮勘定	66,904
無形固定資産合計	221,463
投資その他の資産	
投資有価証券	7,361
長期差入保証金	300,000
長期前払費用	14,222
前払年金費用	207,094
繰延税金資産	28,277
投資その他の資産合計	556,955
固定資産合計	1,715,614
資産合計	13,695,584

当中間会計期間末 (2022年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
預り金	2,846,177
未払手数料	514,122
未払法人税等	170,862
賞与引当金	166,291
その他	2598,304
流動負債合計	4,295,758
固定負債	
長期末払金	60,568
資産除去債務	228,283
固定負債合計	288,852
負債合計	4,584,610
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,421,592
利益剰余金合計	4,596,633
株主資本合計	9,111,417
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	443
評価・換算差額等合計	443
純資産合計	9,110,974
負債・純資産合計	13,695,584

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,946,037
受入手数料	25,021
運用受託報酬	1,162,312
投資助言報酬	53,880
その他収益	5,333
営業収益合計	5,192,585
営業費用	
支払手数料	1,044,502
その他営業費用	1,601,164
営業費用合計	2,645,666
一般管理費	¹ 2,088,641
営業利益	458,276
営業外収益	² 2,343
営業外費用	1,230
経常利益	459,389
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	459,389
法人税、住民税及び事業税	135,261
法人税等調整額	1,510
法人税等合計	136,772
中間純利益	322,616

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,004,958	1,004,958	1,004,958
中間純利益			322,616	322,616	322,616
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	682,341	682,341	682,341
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,421,592	4,596,633	9,111,417

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	325	325	9,793,433
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,004,958
中間純利益			322,616
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	117	117	117
当中間期変動額合計	117	117	682,459
当中間期末残高	443	443	9,110,974

[注記事項]

（重要な会計方針）

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
其他有価証券	
時価のあるもの	
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 6年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。	
(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. 重要な収益及び費用の計上基準	
投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。	

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (2022年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	92,841千円
器具備品	371,485千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	74,168千円
無形固定資産	26,791千円
2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	2,013千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間
(自 2022年4月1日
至 2022年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年3月31日	2022年6月30日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1年内	476,805
1年超	874,142
合計	1,350,947

（注）中途解約不能な定期建物賃借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金及び未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 その他有価証券	7,361	7,361	-
(2)長期差入保証金	300,000	277,586	22,413
資産計	307,361	284,947	22,413
(1)長期未払金	60,568	60,645	77
負債計	60,568	60,645	77

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-		-	
その他の有価証券	-	7,361	-	
資産計	-	7,361	-	

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	277,586	277,586
資産計	-	-	277,586	277,586
長期未払金	-	-	60,645	60,645
負債計	-	-	60,645	60,645

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間末（2022年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,201	2,000	201
小計	2,201	2,000	201
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,159	6,000	840
小計	5,159	6,000	840
合計	7,361	8,000	638

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

当中間会計期間末（2022年9月30日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	977	-	22

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	228,039千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	244千円
当中間会計期間末残高	228,283千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他	合計
外部顧客への売上高	3,946,037	25,021	1,162,312	53,880	5,333	5,192,585

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	482,393円92銭
1株当たり中間純利益金額	17,081円42銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
中間純利益金額(千円)	322,616
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	322,616
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(2022年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(2022年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	
岡三にいがた証券株式会社 1	852	
極東証券株式会社	5,251	
東海東京証券株式会社	6,000	
SMB C日興証券株式会社	10,000	
日産証券株式会社	1,500	
浜銀TT証券株式会社	3,307	
フィデリティ証券株式会社 2	10,857	
FFG証券株式会社	3,000	
明和證券株式会社	511	
楽天証券株式会社	17,495	
ワイエム証券株式会社	1,270	
マネックス証券株式会社	12,200	
西日本シティTT証券株式会社	3,000	
池田泉州TT証券株式会社	1,250	
auカブコム証券株式会社	7,196	
とうほう証券株式会社	3,000	
ほくほくTT証券株式会社 1	1,250	
九州FG証券株式会社	3,000	
松井証券株式会社	11,945	
十六TT証券株式会社	3,000	
OKB証券株式会社	1,500	
大和証券株式会社 3	100,000	

株式会社愛媛銀行	21,367	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社愛知銀行	18,000	
株式会社大垣共立銀行	46,773	
株式会社第四北越銀行	32,776	
株式会社京都銀行	42,103	
株式会社東邦銀行	23,519	
オーストラリア・アンド・ニュージージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行） 4	28,720百万豪ドル	
株式会社四国銀行	25,000	
株式会社大光銀行	10,000	
株式会社三十三銀行	37,461	
株式会社肥後銀行	18,128	
株式会社北海道銀行 1	93,524	
株式会社武蔵野銀行	45,743	
株式会社静岡中央銀行	2,000	
株式会社鳥取銀行	9,061	
株式会社イオン銀行	51,250	
株式会社東北銀行	13,233	
株式会社三菱UFJ銀行（三菱UFJダイレクト）	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
P a y P a y 銀行株式会社	37,250	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	

- 1 新規販売を停止しています。
- 2 資本金額は2021年12月末時点のものです。
- 3 2023年4月3日より取扱いを開始しています。
- 4 新規販売を停止しています。資本金額は2022年9月末時点のものです。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

（２）販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

（参考情報：再信託受託会社の概要）

１．名称、資本金の額および事業の内容

（2022年3月31日現在）

名称	資本金の額 （百万円）	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

２．関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

３．資本関係

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

2022年 8月22日	臨時報告書
2022年 9月26日	臨時報告書
2022年10月24日	臨時報告書
2022年11月14日	有価証券報告書、有価証券届出書
2022年11月22日	臨時報告書
2022年12月22日	臨時報告書
2023年 1月23日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2022年6月2日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 熊木 幸雄

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林 広樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月14日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森重 俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパン・パシフィック外国債券オープンの2022年8月16日から2023年2月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パン・パシフィック外国債券オープンの2023年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月17日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 熊 木 幸 雄

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 小 林 広 樹

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。